

# 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る 事業者認定実施要領

新潟県木材組合連合会

## 第1 目的

本実施要領は、新潟県木材組合連合会（以下「連合会」という。）が平成24年11月1日に作成し、公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」（以下「行動規範」という。）に規定する「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」の内容を定めるものである。

## 第2 本実施要領に基づく認定の対象

林野庁が平成24年6月18日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に示された「森林・林業・木材産業関係団体等の認定を得て事業者が行う証明方法」により、発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定（以下「認定」という。）を受けなければならない。

- 2 認定は連合会の会員を対象とし、会員外の認定についての事項は、必要があれば別途定める。

## 第3 事業者認定申請

認定を受けようとする事業者（以下「認定事業者」という。）は、認定時期の1ヶ月前までに【別記1】、【別記1-2】で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」及び「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書（継続）」（以下「申請書」という。）を、手数料及び維持費とともに連合会に提出しなければならない。

- 2 前項の維持費は認定されなかった場合、返納する。
- 3 認定時期及び料金等については次のとおりとする。

①認定時期（四半期毎に申請を締め切り、審査委員会を開催し認定する。）

- |   |        |        |       |
|---|--------|--------|-------|
| ・ | 2月28日  | 申請締め切り | 4月認定  |
| ・ | 5月31日  | 申請締め切り | 7月認定  |
| ・ | 8月31日  | 申請締め切り | 10月認定 |
| ・ | 11月30日 | 申請締め切り | 1月認定  |

## ②認定申請に伴う手続き

申請書に『「認定手数料：10,000円、維持費：20,000円」合計：30,000円』の振込受領書の写しを添付すること。

なお、審査の結果認定されなかった場合、「維持費20,000円」は返納する。

## 第4 審査及びその結果の通知

連合会は、本実施要領に基づく認定のため会長が指名する審査員で構成される審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。

2 審査委員会は、提出された申請書の内容について、実施要領「第5 事業者の認定要件」及びガイドラインの趣旨に基づき厳正に書類審査を実施し、認定の可否を決定する。必要がある場合は、連合会の職員が現地審査を実施する。

3 連合会は、審査結果を申請者に通知するものとする。

## 第5 事業者の認定要件

事業者が認定を受けるためには、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(分別管理)

①間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木質バイオマスとそれ以外の木質バイオマスを分別して保管することが可能な場所を有していること。

②入出荷、加工、保管の各段階において、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木質バイオマスとそれ以外の木質バイオマスとが混在しないよう、分別管理の方法が定められていること。

(帳票管理)

③間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が、管理簿等により把握できること。

④関係書類（証明書を含む。）を5年間保存すること。

(分別管理責任者の選任)

⑤本取組の責任者が、2名以上選任されていること。

## 第6 事業者認定書の交付及び公表

連合会は、認定事業者に対して【別記2】で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書」（以下「事業者認定書」という。）を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、

- 団体認定番号、認定年月日を連合会のホームページ等に公表するものとする。
- 2 事業者認定書の有効期間は認定の日から3年とし、継続できるものとする。

## 第7 証明事項の記載

認定事業者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの出荷に当たって、納品書等に連合会認定番号及び間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの別を記載し、出荷先へ引き渡すものとする。

- 2 なお、別途証明書を作成する場合の証明書の様式は、【別記3】とする。

## 第8 取扱実績報告及び公表

認定事業者は、【別記4】で定める「間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの取扱実績報告」により、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの取扱い等に係る前年度分の実績を、毎年6月末までに連合会へ報告する。

- 2 連合会は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

## 第9 立入検査

連合会は、必要に応じて、認定事業者による発電利用に供する木質バイオマスの取扱いが適正であるか否かを検査することができるものとし、認定事業者は、連合会から検査を行う旨通知を受けた場合、必要な情報を提供するなど当連合会に協力しなければならない。

## 第10 認定事業者の取消し

連合会は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を連合会のホームページ等に公表するものとする。

- ①証明書の記載事項に虚偽があったとき。
- ②認定事業者から認定の取消申請があったとき。
- ③認定事業者が、認定事業者の要件に適合しなくなったとき。

- 2 連合会は、認定を取り消したときは、【別記5】で定める「認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

## 第11 事業者認定の継続

認定の継続を希望する認定事業者は、有効期間の満了する1ヶ月前までに、【別記1-2】で定める「発電利用に供する木質バイオマス供給事業者認定申請書（継続）」を連合会に提出しなければならない。

附則 この実施要領は、平成24年11月1日から施行する。

附則 この実施要領は、平成27年3月1日から施行する。